

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

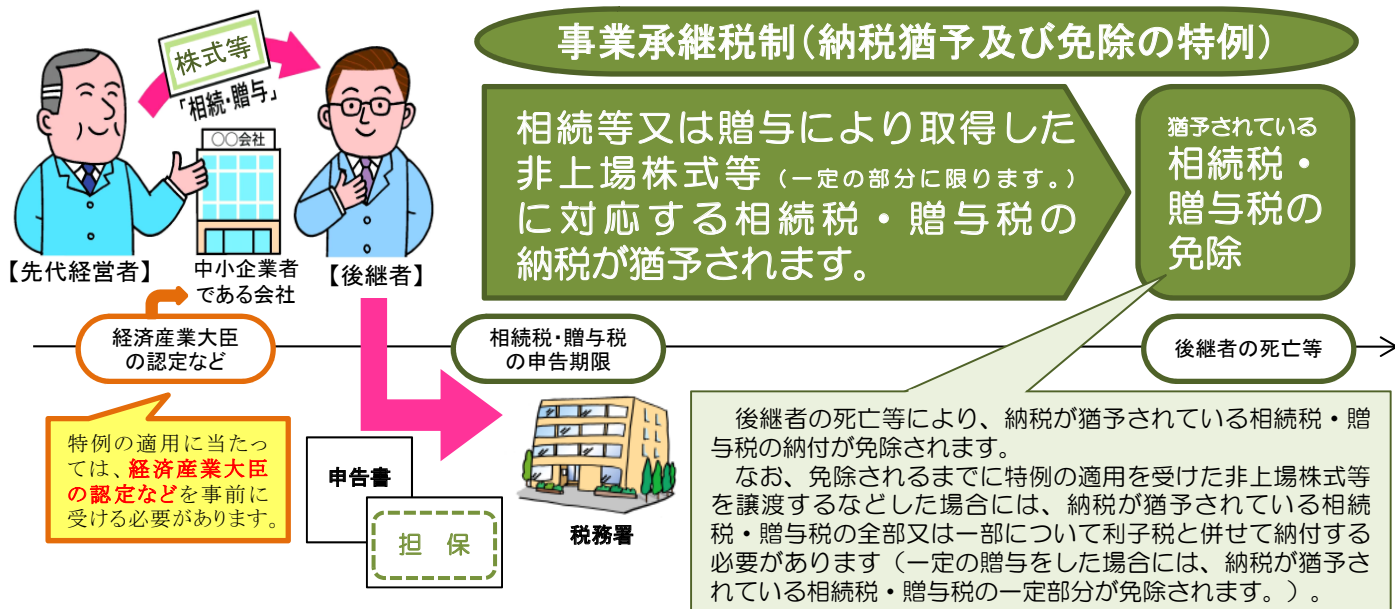
詳しくは、2ページへ！

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

詳しくは、5ページへ！

（注）「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。



- 相続税・贈与税に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き）に掲載しておりますので、ぜひご利用ください。
- 相続税・贈与税に関して、一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください。）。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

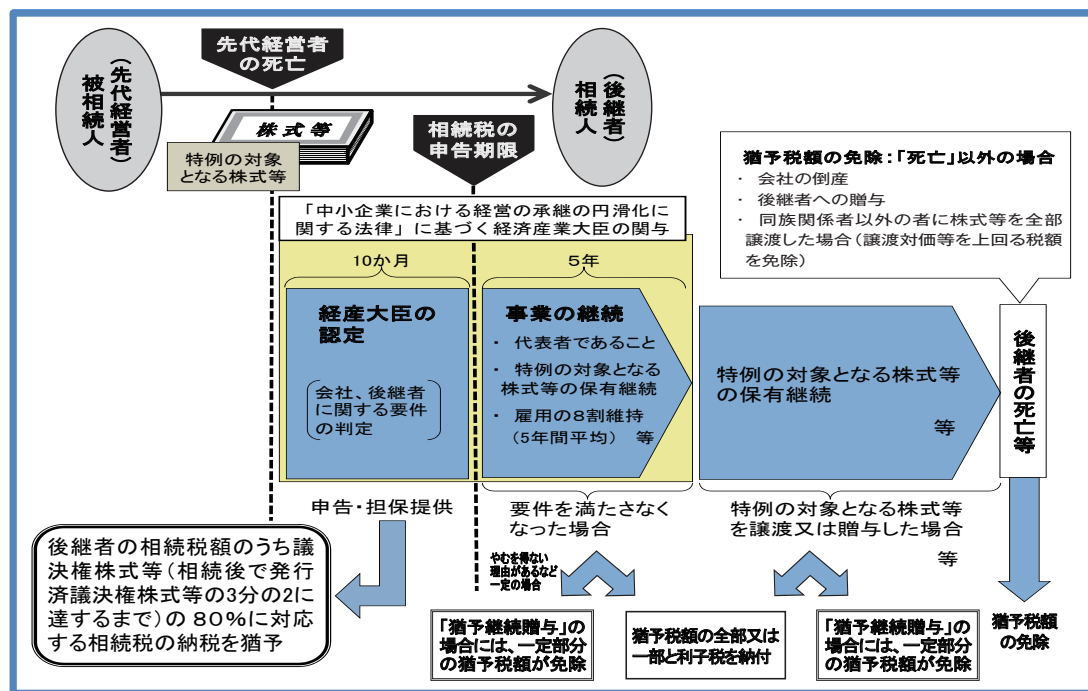
平成27年 9月



税務署

この社会あなたの税がいきている

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例



会社が「経済産業大臣の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。

なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

また、中小企業庁ホームページ【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧ください。

「猶予継続贈与」とは、相続税・贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」(5ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

相続開始

相続開始後に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者(被相続人)の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けてください。

相続税の申告期限までの間

経済産業大臣の認定
申告書の作成・提出

相続税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ この特例を受けるための要件

- 1 会社の主な要件
次の会社のいずれにも該当しないこと
 - (1) 上場会社
 - (2) 中小企業者に該当しない会社
 - (3) 風俗営業会社
 - (4) 資産管理会社 (一定の要件を満たすものを除きます。)
 - (5) 総収入金額 (営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。) が零の会社、従業員数が零の会社 (特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には従業員数が5人未満の会社)
- 2 後継者である相続人等の主な要件
 - (1) 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
 - (2) 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- 3 先代経営者である被相続人の主な要件
 - (1) 会社の代表権を有していたこと
 - (2) 相続開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- 4 担保提供
納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。
(注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日 (通常は被相続人が死亡した日) の翌日から10か月以内に、所轄の税務署 (※) に相続税の申告をする必要があります。

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が貸借対照表上に計上されている帳簿価額の総額の70%以上の会社 (資産保有型会社) やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社 (資産運用型会社) のことをいいます。

「資産管理会社」については、原則として、この特例の適用を受けることはできません。ただし、一定の要件を満たす場合は、この特例の適用を受けることができます。

「特別関係会社」とは、この特例の適用に係る会社やその会社の代表権を有する者などが、総議決権数の50%を超える議決権数を保有する会社をいいます。

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

※ 通常は、被相続人の住所地将を所轄する税務署となります。

相続税の申告期限

相続税の申告期限

(2 ページからの続き)

納税猶予期間中 非上場株式等の 継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「猶予継続贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合 (納税猶予期限の確定事由)

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。
この場合、特例の適用は終了します。
- (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。
(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する 必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間 の経過後
特例の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等した場合 (「猶予継続贈与」に該当する場合を除きます。)	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A (※1)	C (※2)
一定の基準日における雇用の平均 (※3) が、相続時の雇用の8割を下回った場合	A	C (※2)
会社が資産管理会社に該当した場合 (一定の要件を満たす会社を除きます。)	A	A

※1 やむを得ない理由(このページの下段参照)がある場合を除きます。

2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

3 雇用の平均は、経営承継期間の末日に判定します。

「継続届出書」 の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等

「免除届出書」・ 「免除申請書」の 提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 経営承継期間内において、やむを得ない理由(このページの下段参照)によりこの特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった日以後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (3) 経営承継期間の経過後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (4) 経営承継期間の経過後において、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級である者として記載されているものに限ります。)の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限ります。)の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定(要介護状態区分が要介護5に該当するものに限ります。)を受けたこと
- ④ 上記①から③までに掲げる事由に類すると認められること

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります。

※ 納付する利子税の額は、相続税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間(日数)に応じた額となります(ただし、経営承継期間の経過後に納税猶予期限の確定事由に該当することとなった場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されます。)。

「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます(以下同じです。)

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間内は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

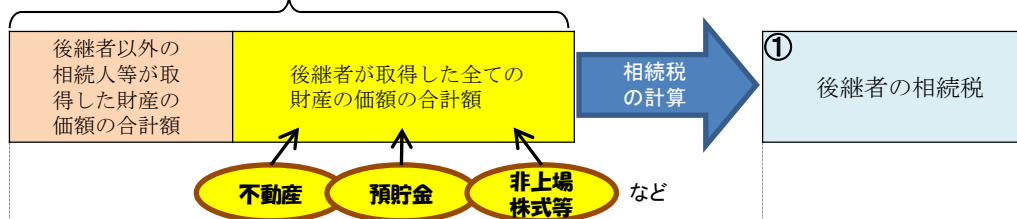
経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予税額を継続することができる場合があります(再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。)

＜納税が猶予される相続税などの計算方法＞

ステップ1

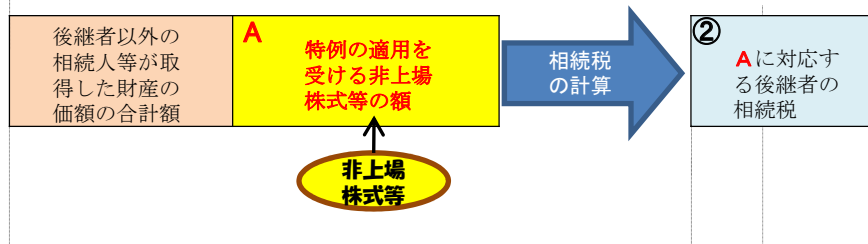
課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

課税価格の合計額



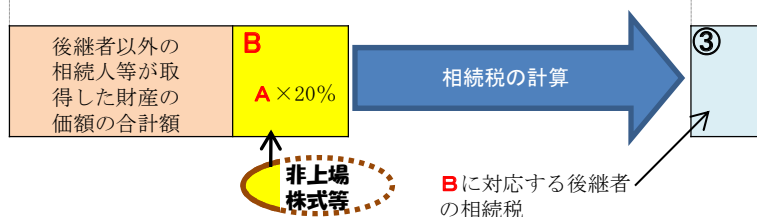
ステップ2

後継者が取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。）。



ステップ3

後継者が取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Bに対応する後継者の相続税を計算します。



ステップ4

「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「**納税が猶予される相続税**（④の金額）」となります。

※ 「①の金額」から「納税が猶予される相続税（④の金額）」を控除した「⑤の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

「A」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。また、上場株式等を1銘柄につき発行済株式総数の3%以上保有する場合についても、その上場株式等を保有していなかったものとして、計算した価額となります。

◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「a」… 後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数

「b」… 後継者が相続開始の前から保有する非上場株式等の数

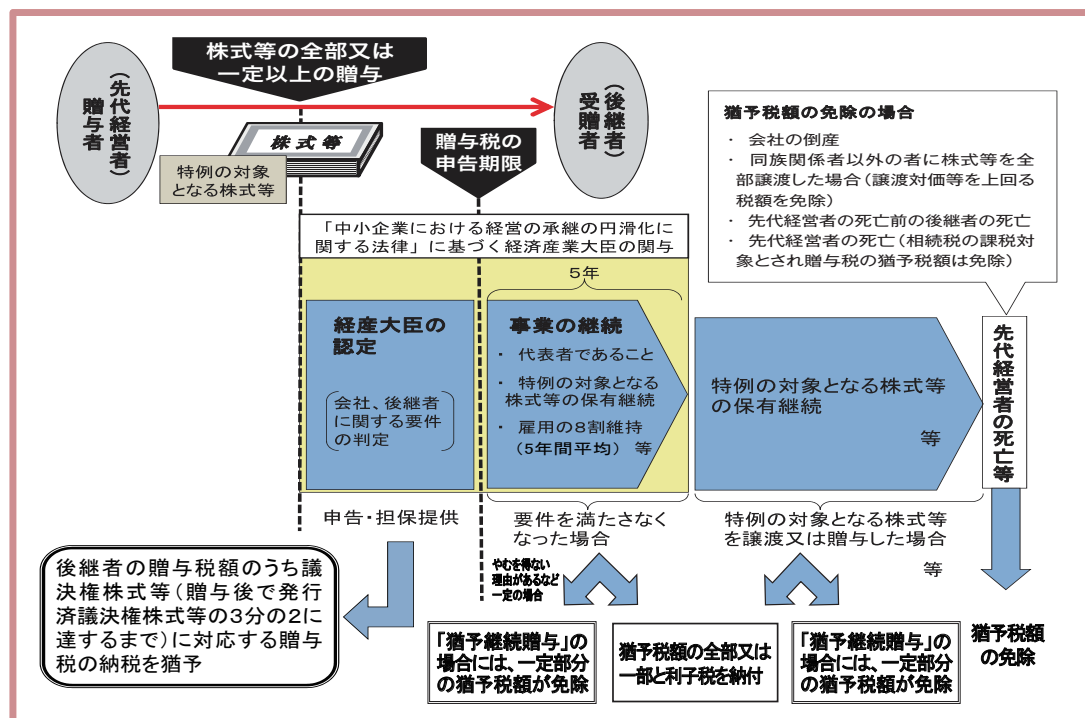
「c」… 相続開始の直前の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合	非上場株式等の数（a）
2	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数（b）を控除した数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）

（注）1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。

2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例



この特例の適用を受けた場合には、先代経営者（贈与者）が死亡した際の相続税の申告において相続又は遺贈により取得した非上場株式等（この特例の適用を受けた非上場株式等と同じ会社の株式又は出資に限り）については、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（２ページ参照）の適用を受けることができますので、ご注意ください。

「猶予継続贈与」とは、相続税・贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合における贈与をいいます。

贈与

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、全部又は一定数以上の非上場株式等を取得する必要があります（７ページ参照）。

贈与税の申告期限までの間
経済産業大臣の認定
申告書の作成・提出

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者（贈与者）の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」を受けてください。

贈与税の申告期限までに、この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

- ◆ この特例を受けるための要件
 - 1 会社の主な要件
「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」における会社の要件と同じです（２ページ参照）。
 - 2 後継者である受贈者の主な要件
贈与の時に、
 - (1) 会社の代表権を有していること
 - (2) 20歳以上であること
 - (3) 役員等の就任から3年以上を経過していること
 - (4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
 - 3 先代経営者である贈与者の主な要件
 - (1) 会社の代表権を有していたこと
 - (2) 贈与時において、会社の代表権を有していないこと
 - (3) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
 - 4 担保提供
納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。
(注) 特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

贈与税の申告期限

- ◆ 贈与税の申告期限
贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

会社が「経済産業大臣の認定」を受けるための具体的な要件やその手続については、最寄りの地方経済産業局にお尋ねください。

なお、「経済産業大臣の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

また、中小企業庁ホームページ【www.chusho.meti.go.jp】においても関連する情報をご覧ください。

この特例の対象となる「後継者」は、1つの会社につき1人に限ります。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

贈与税の申告期限

(5 ページからの続き)

納税猶予期間中

非上場株式等の継続保有

申告後も引き続き特例の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります(「猶予継続贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。)

- ◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合
(納税猶予期限の確定事由)

「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の場合のほか、贈与税については次の場合があります。

下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	経営承継期間内	経営承継期間の経過後
先代経営者が代表権を有することとなった場合	A	C (※)

※ 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

「継続届出書」の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

先代経営者(贈与者)の死亡等

「免除届出書」・ 「免除申請書」の提出

先代経営者(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

- ◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 経営承継期間内において、やむを得ない理由(3ページ参照)によりこの特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社の代表権を有しなくなった日以後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (4) 経営承継期間の経過後に「猶予継続贈与」を行った場合
- (5) 経営承継期間の経過後において、この特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合など一定の場合

先代経営者(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代経営者(贈与者)の死亡

(相続開始)

贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式等(一定の部分に限ります。)について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることができます。

相続税の申告期限までの間

経済産業大臣の確認

申告書の作成・提出

- ◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての「経済産業大臣の確認」を受けてください。

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

相続税の申告期限

- ◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法4ページを参照してください。

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日(納税猶予期限)までに納付する必要があります(納付する利子税の額については3ページ参照)。

「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

また、経済産業大臣の認定を受けた会社も経営承継期間内は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要があります。

経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。)

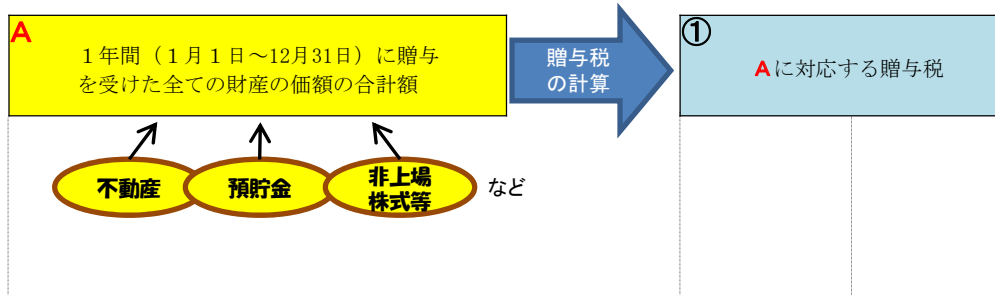
相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に当たっての要件や納税猶予税額の計算方法や申告手続などについては、2～3ページの要件等と一部異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

「猶予継続贈与」における、①先代経営者(贈与者)に贈与をした者、又は、②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出期間は、「相続税の納税猶予及び免除の特例」と異なり、「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の提出期間が引き継がれることとなります。

<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

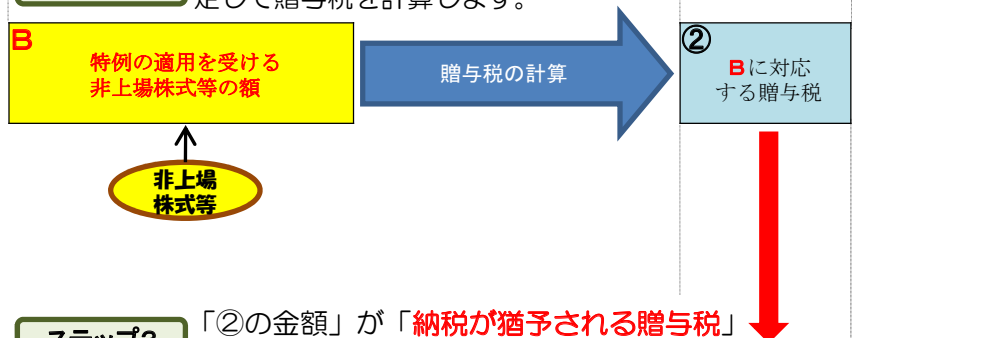
ステップ1 贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



相続時精算課税の適用を受ける人が、特定贈与者から贈与により取得した非上場株式等について、この特例の適用を受ける場合には、この非上場株式等については、暦年課税により計算します。

ただし、特定贈与者から贈与により取得したこの特例の適用を受ける非上場株式等以外の財産については、相続時精算課税の適用となります。

ステップ2 贈与を受けた財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して贈与税を計算します。



「B」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。詳しくは、税務署へお尋ねください。

ステップ3 「②の金額」が「**納税が猶予される贈与税**」となります。

※ 「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「a」… 先代経営者（贈与者）が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「b」… 後継者（受贈者）が贈与の前から保有する非上場株式等の数

「c」… 贈与直前の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合	非上場株式等の数（a）
2	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数（b）を控除した数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）

（注）1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りま

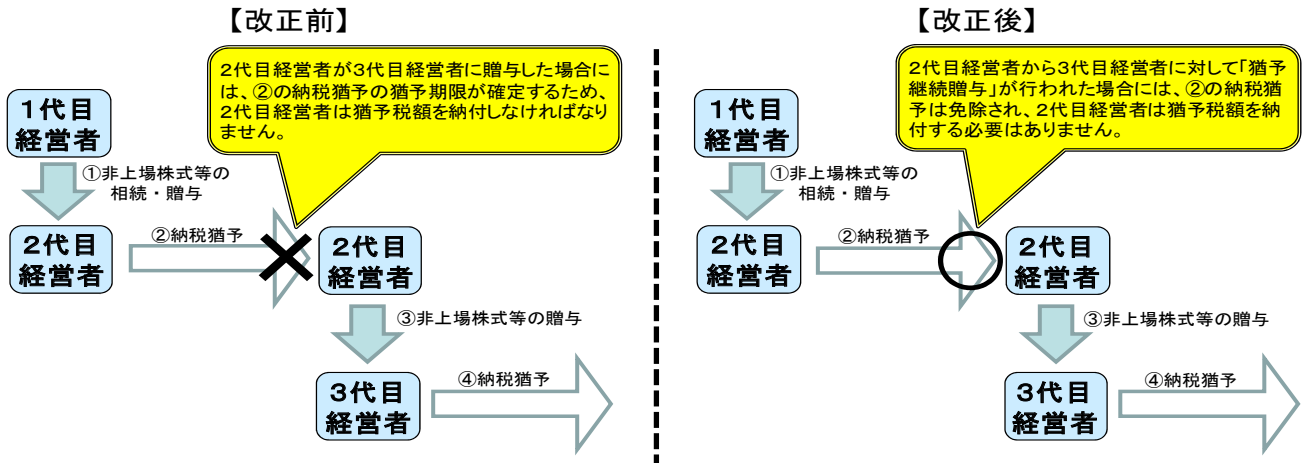
す。

2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りま

す。
3 後継者は上記1に該当する場合は限度数（a）の全部、上記2に該当する場合は限度数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

納税猶予税額の免除事由が追加されました！（平成27年度税制改正）

平成27年度税制改正により、相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている相続人等・受贈者（2代目経営者等）が非上場株式等を後継者（3代目経営者等）に贈与し、その後継者（3代目経営者等）が「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合における贈与（以下「猶予継続贈与」といいます。）が行われた場合には、納税猶予税額のうち、その「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける非上場株式等に対応する部分が免除されることになりました。



① 非上場株式等についての相続税の納税猶予を受けている場合

○ 経営承継期間内に一定のやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合において、非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間内に特例の適用を受けている相続人等がその有する非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後に、その相続人等が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときは、納税猶予を受けている相続税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- （注）1 従来より、経営承継期間の経過後に非上場株式等について「猶予継続贈与」が行われた場合には、納税猶予を受けている相続税額のうち、その非上場株式等で贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けるものに対応する部分については、免除されることとされています。
- 2 「やむを得ない理由」とは、例えば、介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り、）を受けたことなどをいいます。
- 3 免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けている場合

① 経営承継期間内に一定のやむを得ない理由により代表権を有しないこととなった場合において、非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間内に特例の適用を受けている受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合において、その有しないこととなった日以後に、その受贈者が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときは、納税猶予を受けている贈与税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- （注）1 「やむを得ない理由」とは、例えば、介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り、）を受けたことなどをいいます。
- 2 免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。

② 経営承継期間の経過後に非上場株式等を贈与したとき

経営承継期間の経過後に、特例の適用を受けている受贈者が特例の適用を受ける非上場株式等について「猶予継続贈与」を行ったときには、納税猶予を受けている贈与税額のうち、「猶予継続贈与」により贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることとなった非上場株式等に対応する部分については、免除されます。

- （注）免除の際、提出することとされている免除届出書は、その贈与に係る贈与税の申告書を提出した日から6か月を経過する日までに提出しなければなりません。